

# 福岡県公報

平成17年11月7日  
第2458号

## 目次

### 告示(第2105号-第2114号)

- |                           |         |         |
|---------------------------|---------|---------|
| ○道路の供用の開始                 | (道路維持課) | ……………1  |
| ○平成17年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算 | (財政課)   | ……………1  |
| ○県営土地改良事業計画の変更決定          | (農地計画課) | ……………12 |
| ○開発行為に関する工事の完了            | (都市計画課) | ……………12 |
| ○市の町の区域並びに字の区域及び名称の変更     | (地方課)   | ……………12 |
| ○道路の区域の変更                 | (道路維持課) | ……………14 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請      | (生活文化課) | ……………14 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請         | (生活文化課) | ……………15 |
| ○市街地再開発組合の定款の変更の認可        | (都市計画課) | ……………15 |
| ○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可      | (都市計画課) | ……………15 |

## 告示

### 福岡県告示第2105号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年11月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
宗像	飯塚間線	福津市本木1166番先から 同市本木1172番1先まで

### 福岡県告示第2106号

平成17年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成17年9月第13回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成17年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 平成17年度福岡県一般会計補正予算（第3号）

平成17年度福岡県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,179,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,508,935,010千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成17年10月12日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		11,103,684	33,830	11,137,514
	1 分担金	976,389	33,262	1,009,651
	2 負担金	10,127,295	568	10,127,863
8 使用料及び手数料		20,640,529	49,270	20,689,799
	2 手数料	9,001,667	49,270	9,050,937
9 国庫支出金		225,006,354	481,311	225,487,665
	2 国庫補助金	92,005,119	479,001	92,484,120
	3 委託金	7,118,963	2,310	7,121,273
13 繰越金		1	470,709	470,710
	1 繰越金	1	470,709	470,710
14 諸収入		106,712,316	292,429	107,004,745
	5 受託事業収入	2,524,348	204,347	2,728,695

	8 雑 入	6,047,610	88,082	6,135,692
15 県 債		182,993,033	△ 148,000	182,845,033
	1 県 債	182,993,033	△ 148,000	182,845,033
歳 入 合 計		1,507,755,461	1,179,549	1,508,935,010

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		65,615,119	79,028	65,694,147
	1 総 務 管 理 費	26,440,025	41,614	26,481,639
	3 徴 税 費	14,534,609	4,810	14,539,419
	6 防 災 費	860,874	32,604	893,478
3 保 健 福 祉 費		226,404,875	138,473	226,543,348
	5 健 康 対 策 費	9,190,049	138,473	9,328,522
4 環 境 費		4,404,164	28,523	4,432,687
	1 環 境 費	4,404,164	28,523	4,432,687

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 生活労働費		8,477,822	225,312	8,703,134
	3 職業訓練費	3,084,738	225,312	3,310,050
6 農林水産業費		78,021,910	162,171	78,184,081
	2 畜産業費	2,041,327	△ 58,518	1,982,809
	3 農地費	32,651,679	133,620	32,785,299
	4 林業費	14,047,898	103,189	14,151,087
	5 水産業費	11,256,660	△ 16,120	11,240,540
8 土木費		178,171,482	321,391	178,492,873
	1 土木管理費	16,178,116	23,730	16,201,846
	2 道路橋りょう費	79,605,834	△ 240,896	79,364,938
	3 河川海岸費	43,421,400	372,993	43,794,393
	5 都市計画費	22,720,672	△ 170,000	22,550,672
	6 住宅費	10,385,990	335,564	10,721,554
9 警察費		130,276,038	77,639	130,353,677

	1 警察管理費	126,913,555	53,789	126,967,344
	2 警察活動費	3,362,483	23,850	3,386,333
10 教育費		399,345,380	127,012	399,472,392
	4 高等学校費	73,574,538	73,799	73,648,337
	6 社会教育費	4,750,080	53,213	4,803,293
11 災害復旧費		5,190,038	20,000	5,210,038
	5 教育施設災害復旧費	144,388	20,000	164,388
歳出	合計	<b>1,507,755,461</b>	<b>1,179,549</b>	<b>1,508,935,010</b>

## 第2表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度 額
旧福岡県公会堂貴賓館災害復旧費	平成18年度	72,750千円

## 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
公 営 住 宅 建 設 費	平成18年度	2,872,684千円	平成18年度	3,435,218千円

## 第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地事業費	4,481,000	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成17年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	4,502,000	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成17年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
林道事業費	1,672,000				1,717,000			
治山事業費	2,559,000				2,567,000			
砂防事業費	3,779,000				3,883,000			
都市計画事業費	3,262,000				2,494,000			
道路事業費	36,597,000				36,830,000			
公営住宅建設事業費	3,471,000				3,674,000			
災害復旧事業費	1,368,000				1,374,000			
計	182,993,033			182,845,033				



平成17年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,748千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成17年10月12日議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		2,448	1,254	3,702
	1 一般会計繰入金	2,448	1,254	3,702
2 繰越金		12	110,704	110,716
	1 繰越金	12	110,704	110,716
3 諸収入		128,991	5,790	134,781
	1 諸収入	128,991	5,790	134,781
歳入合計		<b>131,451</b>	<b>117,748</b>	<b>249,199</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金費		131,451	117,748	249,199
	1 沿岸漁業改善資金費	131,451	117,748	249,199

歳 出 合 計	131,451	117,748	249,199
---------	---------	---------	---------

**福岡県告示第2107号**

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年11月7日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営高塚地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成17年11月7日から 平成17年12月6日まで	遠賀町役場

**福岡県告示第2108号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字薦附3241－1、3241－4、3242、3243－1、3243－3、3256、3257－3、3259－3、3259－4、3259－11及び3259－13
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区奈良屋町2－1 博多蔵本太田ビル5F  
株式会社二幸 代表取締役 岡山 重臣

**福岡県告示第2109号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、春日市長から春日市の町の区域並びに字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年11月7日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 次の区域を上白水一丁目とする。

大字	字	地番
上白水	大町	269の6、269の8から269の15まで、361の1から361の7まで、362の1、362の3、362の5から362の8まで、363の1から363の3まで、364の1から364の4まで、365の1から365の4まで、366の1から366の4まで、373の17、373の23から373の58まで、373の69、373の70、374の1から374の6まで、375の1から375の8まで、379の3、380の3、381の3、386の6から386の11まで、387の1から387の18まで、388の1から388の7まで、389の1から389の18まで、389の20、390の1から390の4まで、391の1から391の3まで、391の5から391の14まで、392の2から392の4まで、392の6、393の1から393の5まで、394の1から394の17まで
	千足	300の9、300の10、301の24、301の25

## 2 次の区域を上白水二丁目とする。

大字	字	地番
上白水	千足	293の1から293の4まで、294の1、294の2、295の1から295の5まで、296、297の1から297の5まで、298、299の1、299の2、300の1、300の2、300の4、300の7、300の8、301の1、301の4から301の8まで、301の10から301の12まで、301の16から301の21まで、302の1から302の4まで、303の1、303の2、309の1から309の5まで、311の1、311の2、312の1から312の4まで、313の1から313の6まで、314の1から314の4まで、317の1から317の3まで、318の1から318の5まで、319、320の1から320の5まで、331の2から331の5まで、332の1、332の3から332の5まで
	前田	397の1、397の2、398の1から398の3まで、398の7、398の8、400の1から400の10まで、403の1から403の3まで、403の5から403の10まで

## 3 次の区域を上白水三丁目とする。

大字	字	地番
上白水	池ノ下	241の9から241の12まで、241の14、251の2、252の3、253の2、256の2、257の1から257の4まで、259、260の1、260の2、

		261の1、261の4、262の1、262の2、263の1から263の3まで、264の1、264の2、265の1、265の2、266の1、266の2、267の1から267の4まで、267の11から267の23まで、268、269の1、269の2、270の26、270の28から270の36まで、270の38から270の43まで、272の1、272の4、273の1から273の3まで、273の5から273の8まで、274、275の1、275の2
前	田	397の3から397の12まで、398の4から398の6まで、398の9から398の39まで、398の45、398の46、404の1、404の2、405の1から405の3まで、406の1、406の2、407の1から407の8まで、408の1から408の3まで、409の1、409の4から409の17まで、410の1、410の3、410の4、411の1から411の15まで、412の1から412の3まで、412の5から412の11まで、413の1から413の6まで、414の1から414の4まで、415の1から415の4まで、416の1から416の8まで、417の6から417の11まで、419の3、420の5、420の6

## 4 次の区域を上白水四丁目とする。

大字	字	地番
上白水	池ノ下	251の1、252の1、252の2、253の1、254、255、256の1、270の27
	前田	397の13から297の18まで、398の40から398の44まで、398の47、398の50から398の58まで、398の60、398の61、417の1から417の5まで、418の1から418の5まで、419の1、419の2、420の1から420の4まで、421の1、421の2、422の1から422の8まで、423の1から423の11まで、424の1、424の3から424の7まで
	天神木	967の1、967の2、967の4、968の1から968の3まで、968の6から968の8まで、971の1から971の5まで、973の1から973の4まで

## 5 次の区域を上白水五丁目とする。

大字	字	地番
上白水	大町	269の16から269の19まで、371の1から371の3まで、373の18から373の22まで、373の59から373の65まで、377の1から377の3まで、379の1、379の2、380の1、380の2、381の1、383の1、383の2、384の1から384の3まで、385の1から385の3まで、386の1から386の5まで

前	田	445の2、446の1、447、448、449の1、450の1
中	白水	527の3、530の1、530の3、535の1、535の3、535の7、536、537、538の2、539の1、540の1、540の2、541の1、541の2、542の1、542の2、543の1、543の2、544の1、544の3、544の5、544の8、545の9、545の10
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

## 6 次の区域を上白水六丁目とする。

大字	字	地番
上白水	前田	426の1、426の2、426の5、434の1、434の2、434の4から434の6まで、435の1、436、437、439の1から439の3まで、439の5、439の6、440の1、440の4、441の1から441の3まで、442の1から442の3まで、442の6から442の8まで、443の1、443の2、443の6、443の8、443の9、445の3、450の2、452の1から452の4まで、453の1、453の2、454、455の1から455の4まで
	藪ノ内	456、457、458の3、458の4、459の1から459の3まで、460、461
	馬場	463の1、463の2、463の4から463の7まで、467の1、468の2
	石塚	493の4から493の6まで
	西	494の1、494の3から494の5まで、494の7、496の1、497の1、497の2、498から500まで、501の1、501の3から501の5まで、502の1から502の4まで、502の6、503、504の1から504の8まで、505、506の1から506の5まで、506の7から506の9まで、506の11、507、508の1、508の2、508の5、508の6、508の8から508の12まで
	京免	509、510の1から510の3まで、511の1、511の2、512、513の1、513の2、514の1、514の2、515の1、515の3、516の1、516の2、517
	新屋敷	518の1、518の3から518の6まで、521の1、521の3、521の4、522の1、522の3から522の7まで、523、524、525の1、525の2、525の4、526の1、526の2
	中白水	527の1、527の5、527の6、527の8、527の11、527の17、527の18、528の3、528の4、530の2、530の4、533の2、535の2

		、544の2、545の3、545の6、545の7、546の3、546の6から546の11まで、547の1、547の3、547の5、548の1から548の3まで、549の1から549の3まで、550の1から550の3まで、550の5から550の19まで、550の21、551の2、552の1、552の3、522の4、553の1、553の2、554の1、554の2、555の1、555の2、555の4、555の5、555の8から555の11まで、556の2から556の4まで、557の1から557の15まで、557の17、558の3、560の2、560の4、560の5、576の2、576の3、576の6、576の7、577の1、577の3、577の5から577の7まで、578の2、578の3、578の5、578の7
門田		781の2、784の2、784の3、784の5、784の6、785の2、785の3、785の7、785の9、785の11、786の1、786の2、786の8、788の1、788の2、788の7
下白水		1708の2、1708の3
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

7 次の区域を一の谷五丁目に編入する。

大字	字	地番
上白水	千足	301の22、301の23、305の1から305の3まで、306、307、308の1、308の2、333の1

8 次の区域を下白水南五丁目に編入する。

大字	字	地番
上白水	中白水	545の2

9 次の区域を白水ヶ丘一丁目に編入する。

大字	字	地番
上白水	丸尾	220の2、220の9、220の10
	ウトロ	1198の2、1200の2、1200の3、1209の1、1209の3、1210から1214まで、1215の2、1215の3、1216の2、1217の2、1221の2、1223から1226まで、1227の2、1232の1から1232の4まで、1341の1、1341の2

福岡県告示第2110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂県道		筑紫野線 筑穂	前	筑紫野市二日市中央二丁目1016番6先から同市紫一丁目524番1先まで	7.8 ～ 12.8	301.5
			後	同上	9.7 ～ 29.0	301.5

福岡県告示第2111号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年9月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡地域福祉サービス協会

(2) 代表者の氏名

佐々木 秀隆

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区千代四丁目24番20号

(4) 定款に記載された目的

(旧) この法人は、虚弱や寝たきり疾病などにより社会的援助が必要な高齢者及びその他の人に対して、ホームヘルプサービスに関する事業、一般乗用旅客（患者等輸送事業）自動車運送事業等をおこない、また障害者が安心して福祉サービスを利用できるように支援費制度に関する事業をおこなう。それを通じて人間らしく生きる権利を守り、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(新) この法人は、虚弱や寝たきり疾病などにより社会的援助が必要な高齢者及びその他の人に対するホームヘルプサービスその他の福祉サービスの提供及び教育研修事業等をおこない、また障害者が安心して福祉サービスを利用できるように支援費制度に関する事業をおこなう。それを通じて人間らしく生きる権利を守り、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2112号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年9月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人地域文化の創造と芸術振興を推進する会

(2) 代表者の氏名

日高 俊昭

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区金山団地40番201号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く県民に対して、文化及び芸術に関する講座の開催事業など地域文化及び芸術の振興に貢献することを目的とした事業を行うことにより、文化及び芸術の振興を通して公益の増進に寄与していくことを目的とする。

福岡県告示第2113号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

八幡駅前地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成12年6月から平成18年3月まで

3 施行地区

北九州市八幡東区西本町2丁目、3丁目及び4丁目の各一部

4 事務所の所在地

(変更前)

北九州市八幡東区西本町2丁目2番4号

(変更後)

北九州市八幡東区西本町4丁目14番6号ロイヤルアミューズ902号

5 設立認可の年月日

平成12年6月5日

6 定款の変更の認可の年月日

平成17年10月24日

福岡県告示第2114号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する

。 平成17年11月7日  
 福岡県知事 麻 生 渡

1 組合の名称  
 大野城市上大利北土地区画整理組合

2 事業施行期間  
 (変更前)  
 平成13年10月31日から平成20年3月31日まで  
 (変更後)  
 平成13年10月31日から平成21年3月31日まで

3 施行地区  
 大野城市上大利二丁目、上大利四丁目、大字上大利及び大字白木原の各一部

4 事務所の所在地  
 大野城市上大利2丁目563番地

5 設立認可の年月日  
 平成13年5月17日

6 変更認可の年月日  
 平成17年10月25日